

# 社会福祉法改正資料 (厚生労働省資料から作成)

詳細は、厚生労働省ホームページに掲載されている、「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」の下記の資料をご参照ください（厚生労働省動画チャンネル（YouTube）に、以下の資料の説明動画が掲載されています）。

- 資料1 社会福祉法の改正趣旨・改正概要について：動画②
- 資料2 社会福祉法の改正趣旨・改正概要について（参考資料）資料2
- 資料3 重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて：動画③
- 資料4 重層的支援体制整備事業の財政措置について：動画④
- 資料5 重層的支援体制整備事業における市町村の体制のあり方について：動画⑤
- 資料6 実践者からの取組の報告（福井県坂井市）：動画⑥
- 資料7 実践者からの取組の報告（愛知県豊田市）：動画⑦
- 参考資料1 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 参考資料2 地域共生社会の実現を目指した包括的支援体制の整備についての取組事例集
- 参考資料3 令和2年度モデル事業実施予定自治体一覧（令和2年6月末時点 国庫補助協議状況）
- 参考資料4 新しいつながり事業

## 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

### 改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】  
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。【社会福祉法第106条の4、第106条の7～11（新旧P4～6、8～10）、介護保険法第122条の2第3項（新旧P45）等関係】
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】  
  - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。【介護保険法第5条の2（新旧P39～40）関係】
  - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。【介護保険法第115条の45第5項（新旧P41）関係】
  - ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。【介護保険法第117条、第118条（新旧P42～44）、老人福祉法第29条第4項、第5項（新旧P60～61）関係】
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】  
  - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。【介護保険法第118条の2（新旧P44～45）関係】
  - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することとする。【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条、第24条、第35条（新旧P64～68、71）等関係】
  - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第1条の2（新旧P63）関係】
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】  
  - ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。【介護保険法第117条第3項第4号、第118条第3項第3号（新旧P42,44）関係】
  - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。【老人福祉法第29条第1項、第2項（新旧P60）関係】
  - ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。【社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第6条の2（新旧P75）関係】
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】【社会福祉法第125条～第148条（新旧P13～38）関係】  
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

### 施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

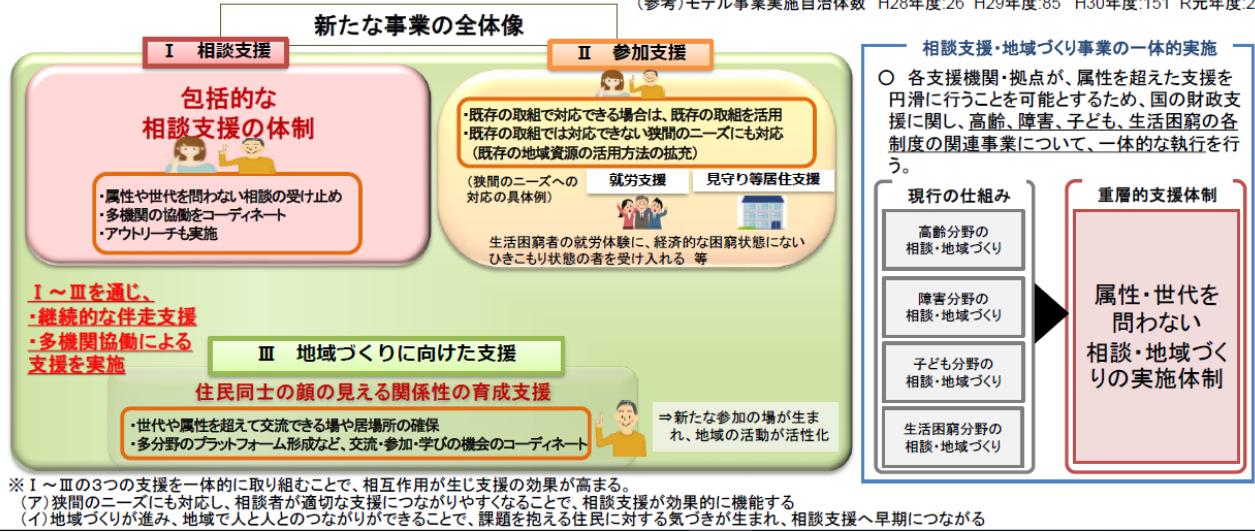
## 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化<sup>(※)</sup>する中、従来の支援体制では課題がある。  
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。  
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。  
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくり**に向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。  
【社会福祉法第106条の4(新旧P4~6関係】
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I ~ IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。  
【社会福祉法第106条の7~11(新旧P8~11)関係】

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



### 新たな事業における3つの支援の内容

